

水源環境保全・再生かながわ県民会議委員の改選方針について

1 趣旨

現行の第6期委員の任期が令和4年3月31日をもって終了するため、次期（第7期）委員の選出を行う。

2 任期について

任期は、実行5か年計画の期間に合わせ、計画の前半は2年、後半は3年としているが、第7期は前半に最終評価に向けてのとりまとめと施策大綱期間終了後に必要な施策の検討を行う必要があることから、計画の前半を3年、後半を2年とする。

その場合、県民会議設置要綱第3条第2項の規定は改正する。

【水源環境保全・再生かながわ県民会議設置要綱第3条第2項】

委員の任期は、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における計画期間の前半は2年、後半は3年とする。

3 3つの選任区分ごとの改選方針について

(1) 有識者（9名）

- ・現行委員の意向を確認し、意向に基づき選任する。
- ・退任意向の委員の後任者には、委員の専門分野に対応できる適切な委員を選任する。

(2) 関係団体から推薦された者（5名）

- ・委嘱にあたっては、現在の5団体から委員を推薦していただき、選任する。

(3) 公募により選任する者（10名）

- ・水源環境保全・再生かながわ県民会議公募委員募集要領を定め、10名を公募により選考する。
- ・構成員の再任は認めないものとなっているがより多くの施策への県民参加を求め、会議の活性化を図るため、再任は1度限りとする。

【附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱 第13条第3項 (2)】

当該懇話会・協議会等において公募により選任された構成員の再任は、認めないものとする。ただし、案件により引き続き同一の構成員から意見聴取等を行う必要がある場合、公募を行ったが適任者を選任できなかった場合等、運営上やむを得ない場合を除くものとする。

- ・選任は、「選考委員会」を開催し、①男女、②地域、③年齢（年代）などの各バランスを考慮して選考を行う。なお、募集の際は、あらかじめこれらの選考基準等を明示する。

4 公募委員の選考委員会について

選考委員会の委員は、5名とする。

- ・ 県民会議委員3名（県民会議座長からの推薦に基づき選任する）
- ・ 外部委員1名
- ・ 県職員1名（環境農政局緑政部長）

5 公募委員の選考スケジュール

- 11月下旬 公募委員募集記者発表
- 12月 公募委員募集
- 2月上旬 書類選考
- 3月 面接選考
公募委員決定